



資料1

令和7年度地域枠・自治医科大学卒業医師の 配置に係る考え方について

令和6年12月19日
神奈川県医療整備・人材課人材確保グループ

キャリア形成プログラム適用医師の配置に係る検討体制について

- ◆ 根拠
地域医療対策協議会運用指針（令和5年3月31日改正）
- ◆ 協議主体
医療対策協議会
- ◆ 対象
キャリア形成プログラムの適用を受ける医師

【地域医療対策協議会運用指針（令和5年3月31日改正）概要】

- 地域における医師確保のためには、域医療対策協議会において医師の派遣調整を行うことにより、都道府県内で医師確保が必要な医療機関に適切に医師が派遣されることが必要である。
- 地域医療対策協議会において、都道府県内の各医療機関の診療科ごとに、医師を派遣する必要性を慎重に検討した上で、派遣期間及び人数を協議することとする。
- 協議対象医師は、キャリア形成プログラムの適用を受ける医師が基本となる。
- キャリア形成プログラムの目的を踏まえ、協議対象医師の派遣先が、地域における医師の確保に資するという観点はありつつも、個々の協議対象医師のキャリア形成上の希望と整合的なものとなるよう、最大限配慮する。

1 地域枠医師の配置に係る考え方

義務年限とキャリア形成プログラムについて

地域枠医師は、県内4大学医学部を卒業したのち、次の3つのパターンで従事義務がある。
 診療科ごとに設定されたキャリア形成プログラム（以下「キャリプロ」という。）を選択している場合、選択したプログラムにより地域医療への貢献とキャリア形成の両立を図る。

	1～2年目	3～5年目	6～9年目	10～11年目
①キャリプロ(R6年度 施行版)を選択している	臨床研修 ※県内に所在する基幹型 臨床研修病院が作成した 臨床研修プログラムに 基づき研修	専門研修 ※県内に所在する基幹施 設及び連携施設で研修	地域医療実践 ※キャリプロに掲載されている県 内のうち地域A,B群に所在する 医療機関で従事 ※対象医療機関は毎年調査の 上選定	/
②キャリプロ(R1年度 施行版)を選択している			地域医療実践 ※キャリプロに掲載されている県 内に所在する医療機関で従事 ※対象医療機関は毎年調査の 上選定	
③キャリプロを選択し ていない (H31年度入学者まで)	臨床研修 (義務外)	県内の医療機関で指定された診療科を担当する医師の業務に従事		

令和7年度の配置に係る考え方（案）

キャリア形成プログラムを適用する医師の配置については、以下のとおり調整することとしたい。

【卒後1～2年目（臨床研修）】

- ・ 地域枠医師は県内基幹型臨床研修病院が作成する臨床研修プログラムの中から希望するものを選択する。

【卒後3～5年目（専門研修）】

- ・ 専門医制度新整備指針にいう「基本的診療能力の獲得」のため、専門医の取得を推奨
- ・ 県内の専門研修基幹施設のプログラムを履修し、県内医療機関に配置
- ・ 医師の希望により専門研修を履修せず、指定医療機関勤務を選択することも可能

【卒後6～9年目（指定医療機関勤務）（地域医療実践）】

- ・ 派遣先医療機関の受入希望状況を把握し、派遣予定医師に情報提供
- ・ 地域枠医師は、派遣先医療機関リストから従事したい医療機関を選択
- ・ 各地域枠医師は希望する理由を明らかにし、派遣希望配置先（優先順位をつけて複数）を県に回答
- ・ 地域枠医師の意向を踏まえ、希望を尊重し、医療対策協議会において派遣先の承認手続きを行う。

※ 地域枠医師が医療機関を検討するにあたって、必要に応じてキャリアコーディネーターが相談に応じる等支援する。

配置までのスケジュール

○ これまでの経緯と今後の流れ

	令和6年6月 以前	7～9月	10～12月	令和7年1～3月	令和7年 4月～
手続き 関係	<p>キャリア形成プログラム誓約書又は選択書を送付</p> <p>修学資金貸与医師に対するキャリア形成プログラムへの参加</p>	<p>7月 臨床研修修了後及び<u>専門研修の意向調査</u></p> <p>修学資金貸与医師に、 専門医の取得希望及び希望する専門研修病院を調査</p> 		<p>協定締結</p> <p>指定医療機関決定通知書（指定病院決定通知書）を修学資金貸与医師に送付（3月末）</p> 	<p>指定医療機関で修学資金貸与医師が勤務を開始</p>
会議		<p>9月17日 第1回医療対策協議会</p> <p><u>意向調査の結果共有</u></p>	<p>12月19日 第2回医療対策協議会</p> <p><u>配置に係る考え方を協議</u></p>	<p>2～3月 第3回医療対策協議会</p> <p><u>修学資金貸与医師の配置を協議</u></p>	

(参考) 神奈川県地域枠について

県のキャリア形成プログラムの適用を受ける医師は現状以下のとおり。

	横浜市立大学地域医療枠	神奈川県指定診療科枠 (産科等医師修学資金貸付制度) ※ R1に地域医療医師修学資金貸与制度と統合	神奈川県地域枠 (指定診療科枠) (地域医療医師修学資金貸付制度)
根拠 (条例名)	緊急医師確保対策 経済財政改革の基本方針2008	緊急医師確保対策 (神奈川県産科等医師修学資金貸付条例)	緊急医師確保対策、経済財政改革の基本方針 2009 (H22)、新成長戦略 (神奈川県地域医療 医師修学資金貸付条例)
修学資金	無し	学費 + 生活費相当額	あり (10万円)
実施大学	横浜市立大学	横浜市立大学 (廃止)	①横浜市立大学、②聖マリアンナ医科大学、③北里大 学、④東海大学
開始年度	平成20、21年度	平成21年度	①平成21年度、②平成22年度、③④平成24年度
実施期間	恒久的措置	平成21年度～平成31年入学生	平成21年～令和4年入学生
人数	毎年度 25名	毎年度 5名 (計55名)	各 5名
診療科の範囲	なし	産科、小児科、麻酔科、外科	産科、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、 脳神経外科及び総合診療科
義務年限	初期臨床研修を含む9年間	初期臨床研修を除く9年間	初期臨床研修を除く9年間 (令和2年度以降は臨床研修を含む9年間)
指定医療機関	指定なし (大学附属病院及び県内 の医療機関)	県内の医師不足病院又は診療所	県内の医師不足病院又は診療所

2 自治医科大学卒業医師の配置に係る考え方

自治医科大学卒業医師の義務年限の取扱いについて

◆義務年限：

最短で9年間（修学資金貸与期間の1.5倍）

◆勤務場所：

各都道府県において義務年限内の研修・勤務のローテーションを作成
具体の勤務先は、知事の指定するへき地等の公的医療機関

○ 本県は、以下の内規等により勤務場所を決定。

1. 自治医科大学卒業生の受入れについて（神奈川県内規）
2. 自治医科大学卒業生の受入れに関する事務取扱いについて（以下「事務取扱い」という。）
3. 自治医卒医師の義務年限期間における地域派遣の配置方針について（以下「配置方針」という。）
（※3名期については、「自治医科大学卒業医師の3名期の配置ローテーションと結婚協定等に伴う勤務体制」にて配置を想定している。）

自治医科大学卒業医師の配置方法について

○ 本県のローテーションは原則として以下のとおりである。

【ローテーション】

卒後年	1～2年目	3～5年目	6～9年目
勤務先	初期臨床研修	後期研修（専門医取得）	地域医療機関勤務
	神奈川県立足柄上病院	県立病院等/保健福祉事務所	公立又は公的医療機関

【卒後6～9年目の配置先】

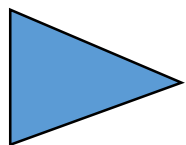


卒後6・7年目		卒後8・9年目
奇数期	偶数期	県内の公立・公的病院 ※医師派遣を要望する公立又は公的医療機関から、県が選定して配置する。
派遣要望がある医療機関をローテーション ・病院 ・診療所（煤ヶ谷診療所は除く） ・保健福祉事務所（以下、「HWC」という） ※同期で2年間を分担、 ※2名期と3名期があり、ローテーションを各自設定	派遣要望がある医療機関をローテーション ・病院 ・煤ヶ谷診療所 ※同期で2年間を分担 ※2名期と3名期でローテーションを各自設定	

3 自治医科大学卒業医師配置ローテーションの 今後の方針について

配置ローテーションの見直し方針について

卒後年	1～2年目	3～5年目	6～9年目
勤務先	初期臨床研修 神奈川県立足柄上病院	後期研修(専門医取得) 公立・公的医療機関(週4日) / 県域保健所(週1日)	地域派遣 公立・公的医療機関 ※うち約1年間は診療所勤務
意見	・診療科、症例数に偏りがある	・診療科によっては診療所勤務に不安を覚える ・診療科選択に制限が出ているのではないか	・地域医療への貢献度が低い



自治医科大学卒業医師が不安なく、かつ、これまで以上に総合医として地域医療に貢献できるよう、新たな配置ローテーションを検討したい

<スケジュール>

6年12月～7年1月	7年2月～3月	7年4月～8年3月	8年4月
関係機関と調整	調整会議にて議論し、第3回医対協に報告	学生に説明／規約類の整備	適用開始

説明は以上です。